

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令案要綱

第一 政府による港湾管理者に対する貸付金の金額は、外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者が指定会社に対してする貸付けの金額の二分の一以内の金額とすることとする。

(第一条関係)

第二 政府による港湾管理者に対する貸付けの条件の基準として、貸付金の償還は、均等半年賦償還とすること等と定めることとする。

(第二条関係)

第三 政府の貸付けに係る港湾管理者による指定会社に対する貸付けの条件の基準として、貸付金の償還は、均等半年賦償還とすること等と定めることとする。

(第三条関係)

第四 この政令は、平成十八年十月一日から施行することとする。

(附則第一項関係)

第五 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。

(附則第二項関係)